

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年6月14日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第4号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「勤務として」の右に「, 正午から午後8時45分まで又は」を加える。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)